

平成29年度

(第13回) 岐阜県アンダーハンディキャップゴルフ競技
(本戦)

- ◆ 開催日 : 平成29年 7月 7日 (金)
- ◆ 会場 : みずなみカントリー倶楽部

一般社団法人
岐阜県ゴルフ連盟
競技委員長 田代 幸金

◎ ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則と本ローカルルールを適用する。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反の罰は2打

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則27)

- ① アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- ② 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ウォーターハザード (ラテラル・ウォーターハザードを含む) (規則26)

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

- ① 球がウォーターハザードの中にあることが分かっているか、ほぼ確実な場合、ドロップ区域が作られているときは、追加の救済処置として1打の罰のもとにそのドロップ区域に球をドロップすることができる(付属規則I(A)6を適用)。

3. 異常なグラウンド状態 (規則25)

- ① 修理地は白線と青杭で標示する(定義「修理地」参照)。
- ② スルーザグリーンの張芝の継ぎ目については付属規則I(A)3eを適用する。
- ③ パッティンググリーンの前後のペイントマークと、スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域にあるヤードージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合(スタンスの障害は除く)、規則25-1bに基づく救済を受けることができる。

4. 障害物 (規則24)

- ① 排水溝は動かさない障害物とみなす。
- ② 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。
- ③ 動かさない障害物に接した白線で繋がれた区域内はその障害物の一部とみなす。
- ④ 防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。
- ⑤ 動かさない障害物によって囲まれた造園区域(花壇、低木の植え込みなど)はその障害物の一部とみなす。

5. コースと不可分の部分

- ① コース内を造形する岩組や露呈している岩石

6. パッティンググリーン上の芝の張り替え跡

パッティンググリーン上の芝の張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じものとみなし、規則16-1cに基づき修理することができる。

7. パッティンググリーン上で偶然に球を動かす原因となったプレーヤーに罰を課さないローカルルール(規則18-2, 18-3, 20-1の修正)

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則18-2, 18-3, そして規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

8. 恒久的な高架ケーブル

球が恒久的な高架の電線やケーブルに当たった場合、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーをしなければならない(規則20-5)。この場合、球を取り替えることができる。ただし電線やケーブルを支えるために地面から立ち上がった構造物に球が当たった場合は再プレーをしてはならず、あるがままの状態プレーしなければならない。

競 技 の 条 件

1. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. クラブと球の規格

- ① 適合ドライバーヘッドリスト(付属規則I(B)1a)を適用する。
- ② 溝とパンチマークの規格は、岐阜県ゴルフ連盟主催競技では、適用しない。
- ③ 公認球リスト(付属規則I(B)1b)を適用する。

3. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は競技失格とする。

4. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則6-8 b 注）

付属規則 I (B) 4 を適用する。通報は以下の通り。

通常のプレー中断:本部より競技委員を通じてジェットホーンを短く繰り返し 鳴らして通報する。

険悪な気象状況による即時中断:本部より競技委員を通じてジェットホーンを 長く鳴らして通報する。

プレーの再開:本部より競技委員を通じてジェットホーンを長く鳴らして通報する。

注: 険悪な気象状況による中断中は、委員会が開放と宣言するまで、すべての練習施設は閉鎖となる。閉鎖されている施設で練習しているプレイヤーは参加を取り消されることがある。

5. 練習

ホールとホールの間では、プレイヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この競技の条件の違反の罰や処置は、『ゴルフ規則付 I (B) 5 b』を適用する。

6. キャディー

正規のラウンド中、プレイヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この競技の条件の違反の罰や処置は、『ゴルフ規則付 I (B) 2』を適用する。

注: 9 番ホールから 10 番ホールへ向かう間、または 18 番ホールから 1 番ホールへ向かう間のカート道路において、構造上カートのリモートコントロール走行が不可能な場合、その交差する箇所については、補助要員がカートを操作することを認める。

7. スコアカードの提出（裁定6-6 c / 1）

提出エリア方式を採用する。

8. タイの決定

競技規定に定める。

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

10. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのテイ
ィンググランド付近に掲示して告示する。
2. 競技の条件で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使
用禁止とすることがある。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。
プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
4. 9ホール終了後、プレーを遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。
5. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前
の練習は1人 1コイン (24球)を限度とする。
6. ティーマーカーは男子：緑色、女子：赤色とする。
7. 練習ラウンドは1個の球でプレーすること。
8. コース内では、携帯電話を使用しないこと。
9. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加
資格を取り消すことができる。
10. 委員会は規則33-7に基づきエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失
格とすることができる。
11. 平成29年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管競技 服装規定を厳守
し、コース上にいる人に対して不快感を与えないよう心配りをする。また、安全上・
健康上、プレー中は必ず帽子（ひさし付）を着用すること [バイザーも可]。着帽をし
ない場合は、競技会への出場を禁止する。

追 記

1. 朝食の用意は、午前 6 時 00 分よりとする。
2. 練習場の利用は、午前 6 時 00 分よりとする。
3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用すること。
4. バックは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないようにすること。
5. セカンドキャディーバッグ（サブバッグ）の使用は認めない。

指 定 練 習 日

1. 指定練習日は6月29日（木）・30日（金）7月3日（月）・5日（水）のうち
2日間とする。

指定練習日は前もって [みずなみカントリー倶楽部] に申込予約すること。

TEL…0572-63-3800

申込みは当該練習日の1週間前にて締切る。

※指定練習日のキャンセルについては、キャンセル料が発生することがある。

詳細は会場倶楽部に確認すること。